官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件（厚生労働九五）　一
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同九六）　二
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同九七）　一〇三
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（同九八）　一〇八
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（同九九）　一一三

法規的告示

○厚生労働省告示第九十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、複数手術に係る費用の特例（平成三十年厚生労働省告示第七十二号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、同年五月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年三月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表第一を次のように改める。

別表第一

K015　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
K021―2　粘膜弁手術	その他の手術
K022　組織拡張器による再建手術（一連につき）　2　その他の場合	その他の手術
K611　抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	その他の手術
K618　中心静脈注射用植込型カテーテル設置	その他の手術
K006　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）　3　長径6センチメートル以上12センチメートル未満	K746　痔瘻根治手術
K006　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）　4　長径12センチメートル以上	K746　痔瘻根治手術
K022　組織拡張器による再建手術（一連につき）　1　乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）	K475　乳房切除術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者に限る。）
	K476　乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴うもの）に限る。）
K022―3　慢性膿皮症手術	K013　分層植皮術
	K013―2　全層植皮術
	K015　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術
	K016　動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術